

転入者のみなさん

各種手当の申請はお済みですか？

下表の手当は、市外から転入してきた場合、申請をしないと受けることができません。該当要件を満たす方で、まだ申請していない方は、お早めに手続きをしてください。

※すでに受給している方は、申請の必要はありません

■申請・問合せ先

▷子どもの手当=子育て支援課手当助成係(市役所第二庁舎 3階 ☎042-387-9839)

▷障がい等のある方の手当=自立生活支援課障害福祉係(同 2階 ☎042-387-9842)

平成31年4月1日現在

Main table with columns: 種類, 手当を受けられる方, 手当の額(月額), 必要書類等, 支給方法, 支給制限. It details various allowances like child allowances, child maintenance allowances, and disability allowances.

※1 上記必要書類のほか、個人番号確認書類(通知カード等)、本人確認書類(運転免許証等)や代理の方が申請する場合は、委任状等が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください

表3 心身障害者福祉手当・難病者福祉手当 所得制限限度額

Table with 2 columns: 扶養親族等の数, 所得制限限度額(※2). Rows for 0, 1, 2, 3 people and a note about increasing by 380,000 yen per person.

表4 特別児童扶養手当 所得制限限度額

Table with 3 columns: 扶養親族等の数, ①受給者本人, ②配偶者扶養義務者. Rows for 0, 1, 2, 3 people and a note about increasing by 138,000 or 213,000 yen per person.

表5 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置)・重度心身障害者手当 所得制限限度額

Table with 4 columns: 扶養親族等の数, ①受給者本人, ②特別障害者手当等扶養義務者, ③重度心身障害者扶養義務者(※2). Rows for 0, 1, 2, 3 people and a note about increasing by 380,000, 213,000, or 380,000 yen per person.

※2 20歳以上の方は本人の所得、20歳未満の方は扶養義務者等の所得